

ワーキングホリデーサポートプログラム約款

第1条(約款)

申し込み希望者は、本約款を承諾の上、株式会社留学ジャーナル(以下「当社」といいます)に対し、ワーキングホリデーサポートプログラムに含まれる各種サービス(以下「当プログラム」といいます)を申し込みます。

第2条(契約の申し込みと成立)

(1)本約款における申し込みとは、申し込み希望者が当社に対して本約款に基づき、所定のプログラム申し込み書を作成・提出し、第6条(1)項に定めるプログラム費を申込金として支払い、当社がその申し込み書の提出及び申込金の受領を確認したときをいいます(当社が申し込みを承諾した申し込み希望者を以下「申し込み者」といいます)。
(2)本約款に基づく申し込み者と当社との間の当プログラム契約は、本条(1)項の確認をもって成立とし、当社は当プログラムの諸手続きを開始いたします。
(3)当プログラムに加え、語学留学プログラムを申し込み場合には、別途定める留学プログラム約款または短期留学プログラム約款に記載される申し込み手続きを必要とします。

第3条(拒否事由)

当社は、申し込み者から、本約款に基づくプログラムの申し込みがあった場合、次に定める事由の一つあるいは複数が認められるときは、申し込み者からの申し込みをお断りすることがあります。
(1)申し込み者の年齢、資格、技能その他の条件が渡航先国のワーキングホリデービザ発給基準ならびに研修機関等の指定する条件に合致していないことを当社が認めたとき。
(2)申し込み者が未成年である場合または学生の場合、申し込みについて親権者(両親等)の同意がないとき。
(3)申し込み者が希望する手配において、客観的に手配できる可能性がないことが明らかとなったとき。
(4)申し込み者が希望する手配において、期限までに完了できる見通しがないとき。
(5)申し込み者の過去の既往症または現在の心身の健康状態が、当プログラム参加に不適切であると当社が認めたとき。
(6)その他、当社が不適当と認めたとき。

第4条(プログラムの範囲)

当プログラムは、ワーキングホリデービザで海外に滞在する申し込み者を対象に、日本出発前及び現地到着後のオリエンテーションや海外滞在中の学校情報、生活情報、アルバイト情報の提供と相談などを行うものであり、海外での就職斡旋や入学保証など申し込み者に対して何らの保証を行うものではありません。

当プログラムに含まれるサービスは次の通りです。

- 現地海外生活に関するオリエンテーションの実施
- 現地滞在先での生活相談、旅行相談、進学相談、アルバイト求職相談への対応
- 郵便物・荷物などの一時預かり
- 緊急対応が必要な場合の現地日本人スタッフによるサポート
- その他、現地オフィスにて提供する施設及びサービスの利用(一部有料となるものがあります)
- 日本語による24時間365日緊急サポート：留学ジャーナルチューデントプロジェクト

滞在中の不慮の事態に対して日本語でアドバイスする24時間電話サービス「留学ジャーナルチューデントプロジェクト」を実施します(電話によるアドバイスは、AIGインターナショナル・サービス(AIGIS)が行います)。

※現地オフィス業務は、シドニー留学ジャーナルカウンセリングセンター及び各地提携オフィスへ委託をいたします。また、現地スタッフと同行してもらうような場合は、別途実費負担が発生します。

第5条(必要書類)

申し込み者が当プログラムに基づきサービスを受けるにあたり、手続きに必要な書類は、当社より別途「必要書類案内」を送付してご連絡します。申し込み者は、指定された書類に指定された言語にて必要事項を記入の上、必ず指定の期日までに当社の手続き担当カウンセラーまでお送りください。

第6条(諸費用)

- (1)プログラム費：
ワーキングホリデーサポートプログラム 89,000円
(2)プログラム費に含まれないもの

以下にあげる費用は、上記プログラム費には含まれません。申し込み者の利用希望や必要性に応じて、別途手配、請求いたします。なお、渡航手配は、別途契約による手配となります(旅行取扱：株式会社留学ジャーナル・観光庁長官登録旅行業第1695号)。

- 航空運賃
航空券の申し込み・取消等は、別に定める標準旅行業約款の手配旅行契約の部、渡航手続き代行契約の部ならびに当社の航空券取扱条件書等に基づきます。
- 各国空港税・日本国内の空港使用料・航空保険料・燃油サーチャージ等、航空券購入時に付随する費用
- 海外留学保険料
- パスポートの申請書類作成料及びビザ申請書類作成料は、別途定める「旅券・査証手配(申請書類作成代行・申請代行)条件書」に準じます。
- なお、ビザ申請においては、大使館または領事館が実費として請求するビザ申請料が別途必要となる国があります。こうした実費は、別途ご請求または直接お支払いいただくことになります。
- 外国人と働くワーキングホリデープログラムにお申し込みの場合、オーストラリアの携帯電話購入またはレンタルが必要となります。そのためにかかる費用は現地で直接お支払いいただきます。
- 緊急連絡費
申し込み者本人またはご家族からの依頼により、出発前・出発後に関係なく、緊急の連絡を要する場合、当社は希望留学先や語学コースあるいは滞在先等の関係各所への緊急連絡をお引き受けいたします。その際にかかる費用は、相手国を問わず1件1回あたり5,000円にて申し受けます。この場合、申し込み者は、当社が申し込み者に対して請求する金額を直ちに当社に対して支払うものとしま。
- その他
・現地滞在中にかかる生活費など個人的費用
・語学留学プログラムも合わせて申し込みられ、ワーキングホリデー前に語学研修を受けられる場合、到着時の空港出入税

・当社のローンの紹介・申し込み代行
当社は、提携金融機関により滞在外費用等の貸付を行うローンの紹介・申し込みを行いたします。詳細は、希望者に後日案内する同ローンの約款をご覧ください。なお、出発日までに十分な時間がない場合、ローンを利用できないことがあります。

第7条(申し込み後の取消と変更手数料)

申し込み者が、申し込み後に申し込み内容を取消または変更される場合は、次の取消・変更手数料をお支払いいただくことにより、契約を解除または変更することができます。なお、満員や抽選の結果によりビザが取得できなかった場合には、各取消・変更手数料を申し受けます。申し込み内容の取消・変更は、必ず書面にて当社までお申し出ください。当社がその書面を受領した時点で正式の取消として取り扱います。

取消／変更の申し出時期 (出発日から起算して)	取消／変更手数料 (税込)
31日前まで	10,500円
30日前以降21日前まで	21,000円
20日前以前3日前まで	31,500円
前々日・前日	42,000円
当日以降	費用全額／変更はできません

※上記規定の該当日が当社休業日にあたる場合は、その直前の営業日が該当日になります。なお、営業時間以降の取消・変更は翌日の届出となります。
※空港送迎手配のため送迎手配先へ当社から到着連絡が完了した後、申し込み者の都合により到着便の変更が生じた場合には、変更手数料として1回3,150円(税込)を別途申し受けます。

第8条(支払い)

申し込み者は、本約款の各条項に定められた、プログラム費、その他の諸費用、変更手数料等の支払いを当社が指定する期日までに当社指定の口座に振り込みまたは所定の方法で入金するものとします。本約款に別途定めがある場合の他、当社は本約款に基づき、申し込み者が当社に対して支払ったプログラム費、その他の諸費用、変更手数料等の費用を申し込み者に対して返還いたしかねます。申し込み者が当社指定の期日までに本約款に定める費用を当社に対して支払わない場合、当社は申し込み者に対する当プログラムの提供を停止する場合があります。また、当社の責によらない事由で諸費用が変更された場合にも、当社の指示する方法で必要な差額をお支払いいただきます。本約款の各条項に定める各種費用の支払いについて、金融機関を通じて当社に対してお支払いいただく際の振り込み手数料や送金手数料(以下、「振り込み手数料」といいます)ならびに当社から申し込み者に対して返金する際の振り込み手数料は、全て申し込み者の負担となります。

第9条(当社からの解約)

- 申し込み者に次に定める事由が生じた場合、当社は催告の上、本約款に基づく当プログラム契約を解約することができるとします。
 - 申し込み者が、当社指定の期日までに、第5条に定める必要な書類を送付しないとき。
 - 申し込み者が、当社指定の期日までに、第6条及び第7条に定める費用の支払を行わないとき。
 - 申し込み者が所在不明、または1ヵ月以上にわたり連絡不能となったとき。
 - 申し込み者が当社に届け出た、申し込み者に関する情報に虚偽あるいは重大な虚偽のあることが判明したとき。
 - 申し込み者が本約款に違反したとき。
 - その他、当社がやむを得ない事由があると認めたとき。
- 前項に基き、当社が本約款に基づく当プログラム契約を解約したときは、プログラム費、その他の諸費用、変更手数料等、申し込み者が当社に対して本約款に基づき支払い済みの費用を申し込み者に対して一切返金いたしません。また、解約により発生した滞在先等に対するあらゆるキャンセル料や渡航手配手続きにおける航空会社に対するキャンセル料等、前項に基づく解約により当社に生じた費用及び損失は、申し込み者が負担するものとします。申し込み者は、当社からの請求後、直ちにかかる費用及び損失を、当社に支払うものとします。

第10条(免責事項)

- 当社は次のような場合には一切その責任を負いません。
 - 申し込み者がパスポートまたはビザを取得できず、あるいは渡航先国に入国拒否された場合。
 - ビザ取得に時間がかかり、出発時期が変更になった場合。
 - 天災地変、戦乱、暴動、テロ行為、日本または外国の官公署の命令、陸海空における不慮の災難、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当社の運行計画によらない運送サービスの提供、申し込み者の生命または身体の安全確保のために必要な措置、その他の不可抗力による場合。
 - 申し込み者が個人的な事由により、ローンの承認が下りず、手続きの継続が不可能になった場合。
 - 申し込み者が本約款に違反したとき。
- 「留学ジャーナルチューデントプロジェクト」の業務は、AIGインターナショナル・サービス(AIGIS)が行います(渡航後帰国まで最長1年間)。なお、緊急時に24時間体制で電話により適切なアドバイスを行います。当社はその内容に何らの保証をすることはありません。
- 第6条(2)項②に基づきローンの紹介、申し込み手続き代行において当社は申し込み者の資格審査の結果によるローンの可否や債務保証等、その他一切の事項につき責任を負いません。
- 申し込み者は渡航後、申し込み者の責任において行動するものとし、法令、公序良俗もしくは滞在先等の規則等に違反した場合の責任、損害等は申し込み者個人の負担となり、当社はその責任を一切負いません。滞在中のスポーツ等による事故は、申し込み者本人の責となり、また、特定のスポーツを行うにあたり保険の契約が必要な場合は、申し込み者本人の責において加入手続きを行っていただきます。以上の免責事項に該当する場合、プログラム費、変更手数料等、既に当社に支払い済みの費用については一切返金されません。
- 当社では、現地委託先から当社に送られてきた最新資料に基づき当プログラムのサービスを提供しますが、現地委託先の予測できない事情により、サービスの変更、滞在先の変更、その他の内容に関する変更については一切責任を負いません。

第11条(損害の負担)

当社は、当社の責によらない事由により申し込み者が何らかの損害を受けた場合、その責任を負いません。

第12条(前受金の保全)

当社は、次の通り前受金の保全措置を講じています。
当社は、当プログラムに係る費用の内、プログラム費、研修費、滞在費の預り金(前受金)を対象として、当社の運営資金ならびに保有財産から完全に切り離し分別管理をするための「前受金分別信託制度」を導入しています。
詳細は、別紙約款の「留学プログラムに関する前受金の保全について」をご参照ください。

また、旅行業法にて対象となる飛行機代やホテル代等の渡航に係る費用につきましては、観光庁長官登録旅行業第1種当社は取得していることにより、日本旅行業協会にも弁済業務保証金分担金を併託しています。これにより、同協会判断の基対象となる旅行費用の保全額相相当が返還保証されます。

第13条(守秘義務について)

当社では、申し込み者の同意の下に得た個人データ等の守秘されるべき情報は、個人情報保護法に基づき当プログラム手配の目的以外では一切他に漏らしません。ただし、万一の緊急事故対応及びサポートに備えるためにのみ、当申し込み書記載内容ならびに海外留学保険の契約内容を当社と提携する海外サービス機関に開示することがあります。

第14条(個人情報の取扱いについて)

当社では、個人情報保護法に基づき、プライバシーポリシー(個人情報保護方針)において申し込み者の個人情報の取得及び利用、利用目的、第三者提供、管理、照会、開示、変更、利用停止、削除等について以下の通り取り扱います。
(1)個人情報の取得及び利用について

当社は、適法かつ公正な手段によって個人情報を取得し、以下に記す利用目的の範囲内で利用します。いずれの場合も、必要最低限の事項を除き、申し込み者の個人情報を第三者との間で共同利用し、または個人情報の取扱を第三者に委託する場合には、当該第三者につき厳重な調査を行った上、秘密を保持させるために適正な監督を行います。
(2)個人情報の利用目的について

申し込み者が相談、申し込み、当社商品及びサービスをご利用いただく際、申し込み者の名前、年齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、電話番号、ファックス番号、職業、勤務先または身分証明書等の各個人情報の提供をお願いする場合があります。これらは、希望される商品やサービスを当社が提供する際に必要となる情報です。また、申し込みをする際には、研修機関への入学手続上必要となる、日本での申し込み者の最終学業成績、健康診断書、財政証明書等の提出をお願いする場合があります。さらに運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスを受領するための手続きに必要な範囲内で利用します。いずれの場合も、必要最低限の事項を除き、申し込み者の個人情報を当社へ提供いただくか否かについては、申し込み者自身が選択できるものであり、申し込み者自身に判断を委ねます。その他当社では、よりよい商品の開発のためのマーケット分析やアンケート調査、そして当社及び当社と提携する企業やグループ会社の商品・サービスののご案内等申し込み者にお届けするもの、あるいは、帰国後のご意見やご感想の提供をお願いするもの、申し込み者の個人情報を利用していただく場合があります。なお、申し込み者が提供したくない個人情報の内容によっては、当社の商品・サービスをご利用いただけない場合があります。
(3)個人情報の第三者提供について

当社は、法令に定める場合を除き、個人情報を事前に申し込み者の同意を得ることなく第三者へ提供いたしません。当社は、申し込み者へ商品・サービスを提供する上で必要と判断した場合は、申し込み者が提供した申し込み者の名前、年齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、電話番号、ファックス番号、職業、勤務先または身分証明書等の各個人情報を、あらかじめ当社との間で秘密保持契約を結んでいる企業(航空会社、ビザ代理申請会社、現地手配会社等の業務委託先)に開示いたします。ただし、次のいずれの場合を除いて、申し込み者が提供した個人情報の個人情報を第三者に開示することはありません。次の②項と③項のような例外事項については、開示する場合、個人情報保護管理者の責任の下に行います。
①申し込み者本人が個人情報の開示に同意している場合
②法令により開示が求められた場合
③申し込み者本人または公衆の生命、健康、財産などの利益を保護するために必要な場合
④統計資料等のように個人を特定することが不可能な状態で開示する場合
(4)個人情報の管理について

当社は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理します。個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損及び漏洩等を防止するため、不正アクセス、コンピュータウイルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じ、合理的な範囲内で適切な安全対策を講じます。また当社は、個人情報を持ち出し、外部への送信等による漏洩を防止します。申し込み者が提供した個人情報の内容を、申し込み者の同意を得ずして変更することはいたしません。さらに、情報処理を当部企業に委託する場合も同様です。
(5)個人情報の照会・開示・変更・利用停止・削除について
当社は、申し込み者が自己の個人情報について、照会・開示・変更・利用停止・削除等を求める権利を有していることを認識し、これらの要求がある場合は、異議なく速やかに対応します。その際は、個人情報の提供者者本人であることを確認させていただきます。なお、要望に従って個人情報を変更・利用停止・削除等した場合は、当社の商品やサービスを利用できない場合があります。
(6)個人情報保護管理者
当社では、個人情報保護管理者を次の通り定めています。
管理本部 3部 3512-4421(代)(平日のみ 10:00~18:00)
連絡先: 03-5312-4421(代)(平日のみ 10:00~18:00)

第15条(管轄裁判所)

本約款に関する訴訟その他一切の法的手続きについては、東京地方裁判所のみを専属管轄裁判所とします。

第16条(約款の変更)

本約款は、事情により告知なしに変更されることがあります。

第17条(準拠法)

本約款は、日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとします。

第18条(発効期日)

本約款の内容は、2011年4月1日以降に申し込みされる当プログラム契約に適用されます。

※語学学校手配お申し込みの場合、別途お渡りする「留学プログラム約款」または「短期留学プログラム約款」に同意していただきます。